

○財務省告示第二百七十九号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十九年九月十五日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十九年十月十一日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（二年）（第三百八十回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び財政

の法律及びそのための公債の発行の特例に関する法律（平成二十四年法律第一号）第三條第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六條第一項、第四十七條第一項及び第六十二條第一項  
社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。  
価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であつて、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募入

三 振替法の適用等

四 発行方法

五

方募

別債行争非者特国札非 入価法入  
 参市及入価・別債発競 札格競 入  
 加場び札格第参市行争 発競 入  
 者特国発競 I 加場 入 行争 の

込募各割各各当も各  
 み限度債市てみ。ら  
 の額場の特。応募額を案分により  
 応募額を囲別に参加者ごと各  
 割りにおいて各  
 申

争市る参てしび価一を場で競競とて価の  
 入場も加、た価格国定特あ争争す得格決  
 札特の者、後格債め別つ入争入るらを定  
 発行参加るにに。に競争市も参、と発札札もれ募受  
 一と者発にに。に競争市も参、と発札札もれ募受  
 う。第II非価格競  
 争入場も加、た後格債め別つ入争入るらを定  
 札特の者、後格債め別つ入争入るらを定  
 発行参加るにに。に競争市も参、と発札札もれ募受  
 一と者発にに。に競争市も参、と発札札もれ募受  
 う。第II非価格競

六

イ

発

入 価 入 価 ・  
札 格 行 札 格 第  
発 競 行 発 競 II  
行 争 額 行 争 非

ハ

ロ

者 特 国  
・ 別 債  
第 参 市  
I 加 場  
  
札 非  
発 競  
行 争  
入

た 条 特 で た 条 特 で 利 第 六 額 た 条 千 は づ 律 七 面 行 第 公 必 六 つ 定 う 額  
利 第 別 四 利 第 別 千 付 一 百 で 利 第 五 、 き 第 十 金 し 三 債 の な 六 て 基 、 金  
付 一 会 百 付 一 会 百 国 項 八 一 付 一 百 額 発 四 万 額 た 条 第 発 財 百 は づ 財 額  
国 項 計 万 国 項 計 九 債 の 十 兆 国 項 七 面 行 十 円 で 利 第 一 行 の の 十 額 発 法 一  
債 の に 円 債 の に 十 に 規 万 四 債 の 十 金 し 六 、 八 付 一 国 項 の の 十 額 発 法 一  
に 規 関 に 規 関 四 つ 定 に 、 二 つ 定 円 で 利 第 別 六 債 の 特 確 万 面 行 第 兆  
つ 定 す つ 定 す 億 い に 、 六 て 基 同 百 い に 、 千 付 一 会 十 四 つ 定 に 関 保 を 、 額 た 条 千  
い に る い に る 二 は づ 法 十 、 き 第 七 、 き 第 十 は づ 法 十 四 債 の に 規 関 五 て 基 する た 運 百 国 項 十  
て 基 法 て 基 法 十 、 づ 律 十 、 き 第 七 、 き 第 十 は づ 法 十 四 債 の に 規 関 五 て 基 する た 運 百 国 項 十  
、 づ 律 、 づ 律 十 、 き 第 七 、 き 第 十 は づ 法 十 四 債 の に 規 関 五 て 基 する た 運 百 国 項 十  
額 き 第 額 き 第 万 面 行 十 億 額 発 四 七 つ 定 する 八 、 き 百 額 発 律 の に 十 に 規 円  
面 発 四 面 発 四 円 面 行 十 億 額 発 四 七 つ 定 する 八 、 き 百 額 発 律 の に 十 に 規 円  
金 行 十 金 行 十 金 し 二 九 面 行 十 億 額 発 四 七 つ 定 する 八 、 き 百 額 発 律 の に 十 に 規 円  
額 し 七 額 し 七 額 た 条 千 金 し 七 三 て 基 法 百 額 発 律 の に 十 に 規 円

十 発 行 日	九 振 替 単 位	八 最 額 面 金										七 払 込 金 額										
		低 額 面 金	行 争 入 札 発 競	非 格 格 競	者 ・ 第 II	特 別 参 加	国 債 市 場	行 争 入 札 発 競	非 格 格 競	者 ・ 第 I	特 別 参 加	国 債 市 場	札 発 行 入 行 争	非 格 格 競	入 札 発 競	価 格 競 争	行 争 入 札 発 競	非 格 格 競	者 ・ 第 II	特 別 参 加	国 債 市 場	行 争 入 札 発 競
平成二十九年九月十五日	すの額の記載又は記録は、最も低い額と	五 万 円				千 二 千 五 百 五 十 三 億 七 千 三 百 四 万				千 四 千 二 百 一 億 九 千 四 百 六 十 八 万			四 百 二 万 四 十 円	一 兆 七 千 八 百 九 十 九 億 千 七 百 九			で 二 千 五 百 四 十 一 億 円	た り 付 国 債 に つ い て 、 額 面 金 額	条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き 、 発 行 し	特 別 会 計 に 関 する 法 律 第 四 十 七		で 四 千 百 八 十 一 億 円

十 十  
六 五

十  
四

十 十  
三 二

ロ

十  
イ 一

償 償  
還 還  
金 期  
額 限

後 第  
の 二  
利 期  
子 以

初 利  
期 入  
利 札  
子 率

・ 別 債 行 争 非 者 特 国 札 非  
第 参 市 及 入 価 第 参 市 行 競  
II 加 場 び 札 格 第 参 市 行 争  
非 者 特 国 発 競 I 加 場 ` 入

入 価 発  
札 格 行  
発 競 価  
行 争 格

額 平 利 て を 毎  
面 成 子 ` 支 年  
金 三 を そ 払 三  
額 十 支 の 期 月  
百 一 払 日 し 十  
円 九 ° 前 ` 日  
つ 月 六 月 支 び  
き 十 間 に 期 九  
百 五 属 に 十  
円 日 す お 五  
日

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.1}{100} \times \frac{1}{2}$$

す 次 そ が 金 と 平 年  
る 号 の 銀 額 し 成 ○  
期 及 翌 行 を ` 三 ・  
日 び 営 休 支 次 十 一  
に 第 業 業 払 の 年 パ  
つ 十 日 に 日 ° 算 三 一  
い 五 に に ° 式 月 セ  
て 号 支 当 た だ よ 十 ン  
同 に 払 た し り 算 五 ト  
じ お う る と ` 算 日  
° い ( と ` 支 出 支  
° て 以 き 支 出 支  
規 下 は 払 し 払  
定 ` ` 期 た 期

一 額 格 銭 額  
厘 面 五 面  
金 厘 金  
額 以 額  
百 上 百  
円 の 円  
に そ に  
つ れ つ  
き ぞ き  
百 円 百  
円 五 四  
十 募 十  
銭 価 九

十 十 十  
九 八 七

払 者 入 払 元  
込 者 札 場 利  
期 者 参 所 金  
日 加 加 支

平 財 日  
成 務 本  
二 大 銀  
十 臣 行  
九 か  
年 ら  
九 通  
月 知  
十 を  
五 受  
日 け  
た  
者